

タイトル～規則改正における<経過措置>って!?!>…「どう読み解く?」

■「7. 11パブコメ・別紙」の【経過措置】文の確認。

7月11日発出の警察庁「パブリックコメント(意見募集)における概略として【別紙】ページが用意されていて、その中の【4】の項目の【経過措置】には、以下の様に記されている。

『現行基準による認定を受けた遊技機又は検定を受けた型式に属する遊技機(経過措置により、施行日後、現行基準での認定又は検定を受けるものを含む。)について、附則で定める各起算日から3年間は、引き続き営業所への設置を認めることなどを規定する。』

さて、この文面を『どう読み解くのか?』が、今最も注目されている点になるだろう。

【検定期間=3年】と【認定有効期間=3年】と言うキーワードにおいて、パチンコ・スロットそれぞれに関わる問題ではあるが、ココでは、【あくまでも、私の個人見解】を記しておこうと思う。

■まずは、「()内文章を除いて」読み解いてみる。

「普通に読む」と、この様になる⇒『今ホールに設置している「認定・検定期間が残っている」遊技機について、各公安委員会の認定・検定日から3年間は、引き続きホール設置を認めるよ』って事になる。

まあ、『読んでそのまんま』ですね。来年の規則改正施行された後も有効期限が残っていれば、『そのリミット日までは設置できる』と言う、法治国家としては【遡及効】を認めない以上、「当たり前の話」ですね。

⇒法治主義においては、法的効力に対して『【遡及効(ソキュウコウ)】は認めない』と言うのが原則論になる。

(※但し、特に規定されている場合は、さかのぼって効力を持つ例外もある)

つまり、今決めた法律等の規定は、『過去にさかのぼっての効力を持たない』と言う事になるから、旧規則での認定・検定機は、その当時の規則のまままで設置して良いのは、ある意味「当たり前の事」となる。

「さかのぼっての効力を持たない」と言う事は、逆に言うと、『さかのぼらなければ効力を持つ』、つまり『新規則の施行後は効力を持つ』と言う事。

具体的には『施行後は、認定・検定の有効期限が切れている遊技機は設置を認めない』と読み解く事にも繋がる。

果たしてこの解釈(読解)が、もう一つの問題点【みなし機の撤去】の根拠に繋がるのか?…今は微妙です。

■ついでに…【みなし機】って、そもそも何?

現在の「風営適正化法」は、旧<風俗営業取締法>が【昭和60年(1985年)2月12日施行】に大幅改正されたモノがベースになっています。その際の<遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則>により、

いわゆる「保通協による型式試験が義務付けられ、「認定・有効期間=3年間」と言う新しい規則が施行された。

ただその際も「遡及効問題」があって、元々「検定等の制度が無かった状況下」での遊技機に対して、暫定経過措置として「新しい風営法下でも使用してできる遊技機」と『みなした』事により【みなし機】と呼ばれる。

その後、有効期間「検定3年⇒認定3年」の運用なのだが、「7年目以降」の使用に対して『再度認定を受ける再認定』が協議検討されたが、結果的には『現行法的では認めていない』のが現状である。

今でもまだ、「認定を【再認定】と言う言葉で使う人」が業界内で見受けるが、もう止めて頂きたいと思いますね。

■続き、面倒な、「()内文章」を読み解いてみる。

カッコ内の文章において、認定・検定機を、『経過措置により、施行日後、現行基準での認定又は検定を受けるものを含む。』と加筆されている。普通に読むと、『新規則施行日後(にも)、現行基準(旧規則)での認定・検定を受けるものを含む』…ですが、さてさてこれが、全文を読み解くのを難しくしている訳です。

コレを、『認定に対して何か特別に経過措置がある』として読むと、施行日後も、確かに『旧規則基準で認定が受けられる』とも読めなくともない。

ではまず、「認定という言葉を除いて」読んでみよう。『施行日後、現行基準での検定を受けるものを含む』となる。

…これは何を意味し、補足説明しているのか？

そもそも、「検定とは新台の事である」訳で、施行2月1日以後に「保通協が旧規則基準で試験する」なんて事は有り得ない事は誰でもわかります。しかし、一つの経過措置条件があれば、2月1日以降の適合～検定はあります。

これが、「()内」で書かれている事で、分かり易く俗的に言うならば、『1月31日までに保通協検査の申請があつて検定を受ける』と言う条件である。そしてこれを【経過措置】と呼んで、【検定を受けるもの】と言う事になるのです。

ザックリ例えれば…『パチンコの「最大払出=2,400個」仕様の機種は、「1月31日までに申請受付」して、「旧基準で適合検査(=検定を受けるもの)」して、適合すれば4月の検定年月日もありえますよ』ってな感じですかね。

ご理解頂けると思うが、ホールが行う「認定」でも同じである。『1月31日(施行日前日)までに認定申請して、2月1日の新規則施行日以降でも認定作業を継続しているものに関しては、『それ以後に認定が下りた』ならば経過措置として起算日から3年間は使えますよ』…と言っているのです。

つまり、「経過措置」でいうところの「()内」の文は、『施行日(2月1日)を過ぎてしまっても、【それ以前に申請しているもの】もしくは【その時に認定・検定をしているもの】』と読み解くけます。

文面上『受けるもの』って書いてあるから、なんとなく『設置していれば未来も認定が受けられる！？』みたいに受け取れるんですけど、『施行日にて【受けているもの】とか【受かったもの】』って書いてくれれば、「普通に分かり易い」ですけど、7.11の時点では、「これから受けるもの」もあるので、この文面になるのは致し方ないですね。ちなみに、施行日以後に「認定が下りる」保障は、現状では『全く分かりませんので悪しからず』…です。

■更に、スロットに関する認定問題は多難か！？

今後、【スロットの認定に関する詳細】は、相応の「ネゴシエート」が必要だと私は思っている。

「いつ？」「どこで？」「誰が？」「誰と？」「何を？」「どのように？」交渉するのか？

その前に、『そもそも交渉の余地はあるのか？』と言う問題もある。…それは『ある』でしょう！

それに関しての私の意見は、続きの<経過措置～②>…「スロット認定」のコラムで書いてみようと思います。

<このコラムは、無料コンテンツに該当しております。情報共有可となりますが、転載・改ざん等はお控えください>

<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>